

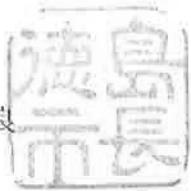
令和2年2月定例会（付託）  
県土整備委員会資料(その1)  
県土整備部

文振発第8号

令和2年2月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島市長 遠 藤 彰 良



旧文化センター跡地の県名義の土地に係る再確認について（照会）

旧文化センター跡地の県名義の土地については、令和2年2月4日付文書（文振発第7号）にて照会を行い、令和2年2月5日付文書（都第721号）で回答いただいたところです。

この文書の中で、確認事項についての資料は不存在であることについては、回答いただきましたが、次の事項について、県の回答や先般市が照会時に添付した資料に基づき、県としての見解をお示しくださいますようお願ひいたします。

お手数をおかけしますが2月17日（月）までに、ご回答いただければ幸いです。

**確認事項**

- 1 当市は、「協定書」自体の存在は確認されなくても、事実経緯から県と当市の間で昭和34年9月26日に市議会が議決した「徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定」を内容とする合意がなされたものと推認しうると考えていますが、合意の存在について県はどのような見解をお持ちでしょうか。仮に合意の存在を否定されるとすれば、その根拠もあわせてお示しください。
- 2 当市は、前述の合意に基づいて寺島川の埋立地を県から譲渡を受けたものとして理解していますが、県は、当該埋立地は当市に譲渡していない（譲渡の効力が生じていない）とのご見解でしょうか。そうであれば、当市はいかなる権原で当該埋立地を文化センター建設敷地として使用してきた（当該埋立地を文化センター建設地として当市が使用するにあたり、県は当市に対してどのような権原を与えたのか）とお考えでしょうか。また、そのようなお考えの根拠となるものは何でしょうか。
- 3 その他、当市が説明した事実経緯について県の認識と異なる点があれば、その根拠と合わせてご指摘ください。

以上  
(文化振興課)  
TEL621-5178

都第 747 号  
令和 2 年 2 月 17 日

徳島市市民環境部  
文化振興課長 殿

徳島県県土整備部都市計画課長



旧文化センター跡地の県有地に係る再確認について（令和 2. 2. 10  
文振発第 8 号に対する回答）

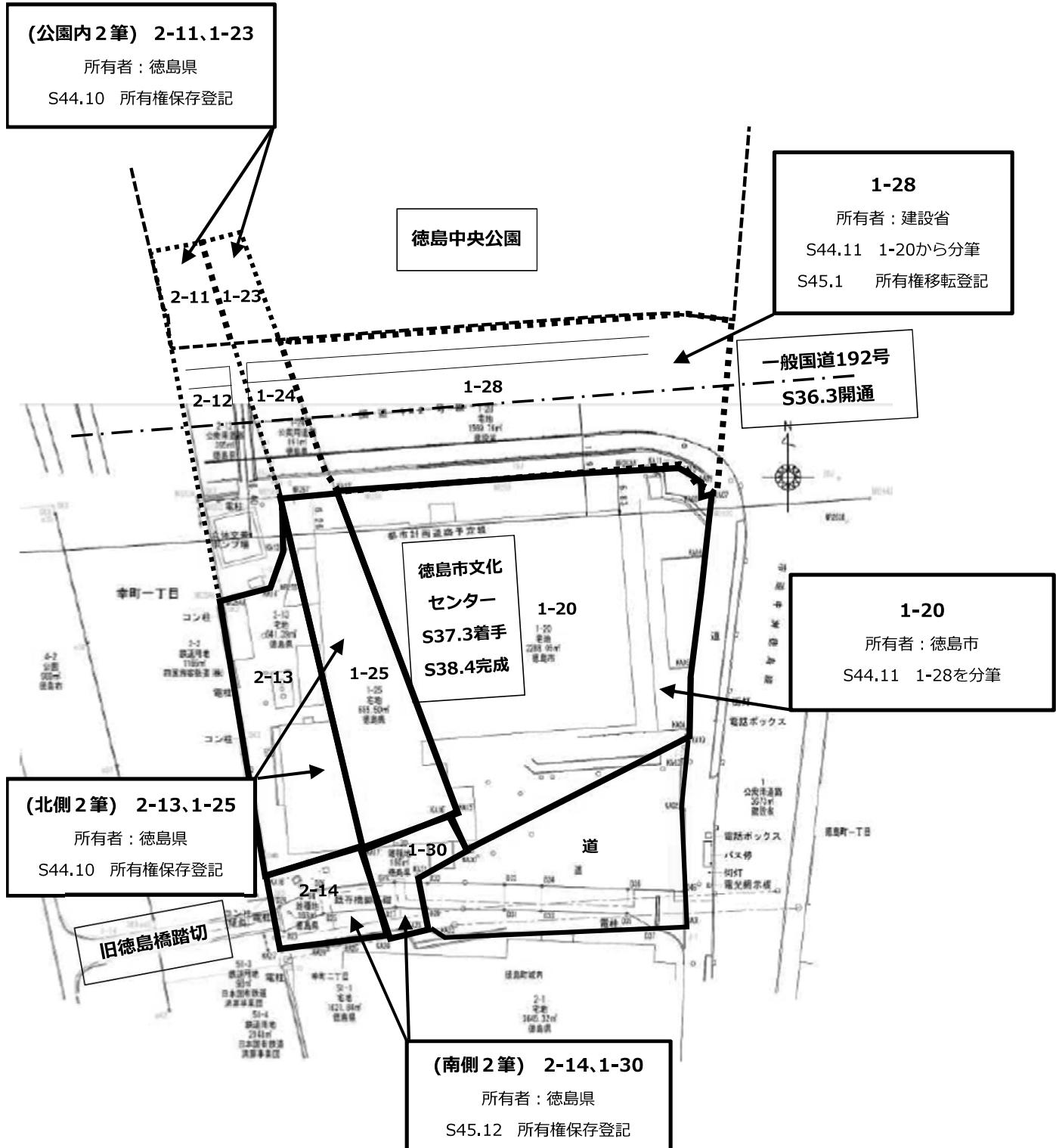
このことについて、旧文化センター跡地の県有地は、昭和 35 年に工事に着手した都市計画街路元町安宅線の立体交差道路整備等に伴う寺島川埋立地で、昭和 38 年に徳島市が文化センターを開館した後の昭和 44 年 10 月と昭和 45 年 12 月に、県が所有権保存登記をしたものであり、その時に徳島市から異論があったとの記録はありませんでした。

また、それ以降も現在に至るまで、市から県に対し異論があったとの記録はなく、県が正当に所有してきたものと考えております。

## 旧文化センター跡地周辺の土地変遷

年 月	内 容
昭和34年 9月	市が協定（案）を市議会に追加提案し議決
昭和35年 1月	埋立免許
昭和35年 2月	立体交差道路工事着手
昭和36年 3月	立体交差道路開通
昭和36年11月	市が市議会で文化センター（仮称）建設計画の概要を説明
昭和37年 3月	文化センター建設工事着手
昭和37年 7月	文化センター建築にかかる確認通知書
昭和38年 4月	文化センター完成
昭和39年 8月	埋立しゆん工認可
昭和40年 4月	市議会で、徳島市が文化センター建設途中に寺島川の一部（165m <sup>2</sup> ）を無許可で埋立てたことを追及
昭和44年10月	県が所有権保存登記【徳島中央公園内の2筆（1-23、2-11）】 旧文化センター敷地内北側の2筆（1-25、2-13）】
11月	公園敷地を道路として分筆登記（1-20から1-28を分筆）
昭和45年12月	県が所有権保存登記【旧文化センター敷地内南側の2筆（1-30、2-14）】
平成18年 1月	徳島城跡を国史跡指定
平成29年 3月	文化センター開館

# 旧文化センター跡地周辺状況説明図



候補地 1 德島市立文化センター敷地

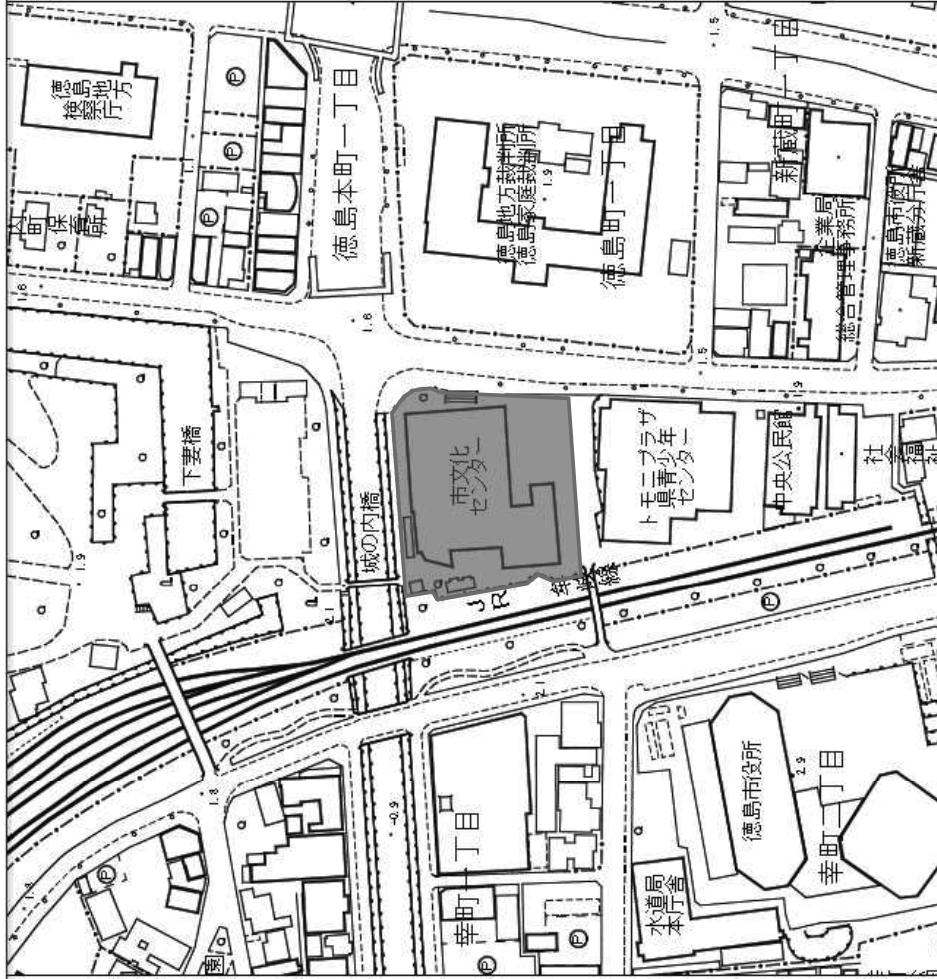
車両の状況

住 所	: 恒島町城内1番地
面 積	: 約4, 538m <sup>2</sup>
都市計画の状況	: 市街化区域 商業地域 防火地域
都市計画施設	: 都市計画道路(敷地の北側の一部)
建ぺい率/容積率	: 80% / 400%

所有者 : 徳島市 (約 2,288 m<sup>2</sup>)、徳島県 (約 1,620 m<sup>2</sup>)、国 (約 630 m<sup>2</sup>)  
 ※面積は登記簿上の面積である。

交通アクセス : 徳島駅から徒歩約 10 ~ 15 分。周辺に駐車施設が複数ある。  
 市バスの停留所がある。

周辺環境等 : 県青少年センター、中央公民館、裁判所、中央公園、市役所、  
 国道 (192 号) 等

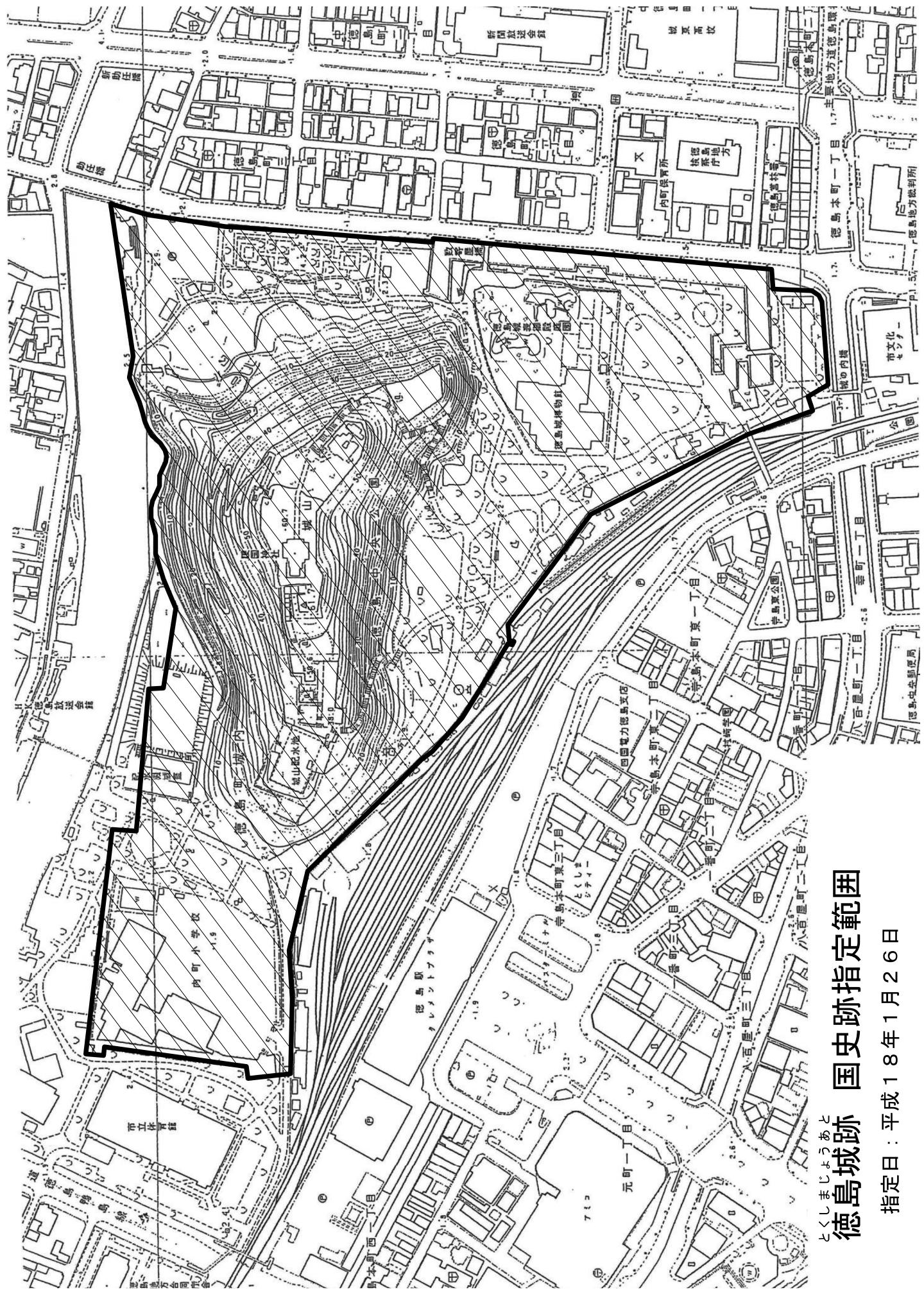


頂事記註

- ・この敷地は、文化センターの開館以来、舞台芸術の鑑賞や発表の場として、市民に長年親しまれてきた場所です。
  - ・現文化センターは、平成29年度に解体工事の設計を実施する予定です。
  - ・登記上では、徳島県及び市が所有している土地があり、今後、境界を確定する必要があります。
  - ・商業地域のため、駐車場整備地区と同様の規定が適用され、原則、一定の台数の駐車場（附置義務）を敷地内あるいは周辺に設ける必要があります。

とくしまじょうあと  
徳島城跡 国史跡指定範囲

指定日：平成18年1月26日



部長	理事	次長					
課長	企画監	主幹	課長補佐	係長	係員		
(大村)		(吉田)	(寺谷)	(北川)	(西原)	(三井)	

### 業務報告書

項目	徳島城址の国文化財指定化について
日時	平成17年3月31日(木) 14:10
場所	電話でのやりとり
出席者	徳島市教育委員会 社会教育課 安宅 県都市計画課 山名係長
担当者	(職氏名) 街路・鉄道高架担当係長 山名 剛 (印)

#### 概要

(都市計画課)

JR牟岐線沿いの国道192号の幸町アンダーパスと徳島中央公園の寺島川の間に県有地がある。この部分は、JRの車両基地に接しており、将来、鉄道高架事業で使う可能性がある。現在は徳島市指定の史跡区域になっている様だが、国指定時には国の指定区域にしないようにしていただきたい。

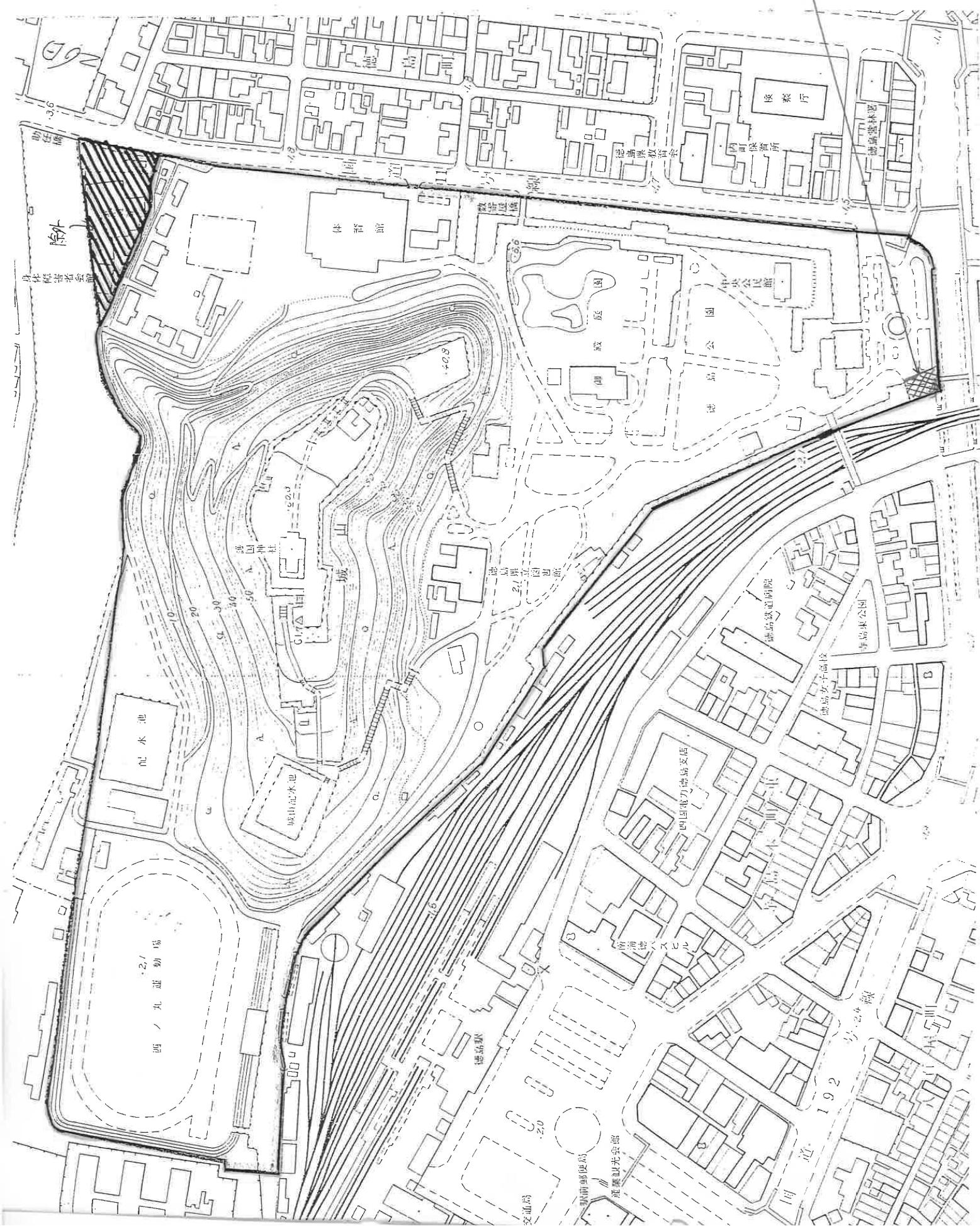
(市社会教育課)

国の文化財指定時には指定区域からは外す予定である。

-以上-

徳島市指定文化財第一号エリア

二に  
都府県の  
市町村がある  
の県有地である



# 市無許可をわびる

## 寺島川埋め立て議会が追及

徳島市議会建設常任委員会（出  
口幸夫委員長）は十二日開き、文  
化センター建設をめぐり市が寺島  
川の一部を無許可で埋め立てたと  
いう件について理事者の説明を求  
めた。

これに対し、楠木第一助役、松  
村建設部長は「調査したところ許  
可がおりていらないのは事実で、工  
事上の必要に迫られてやつたもの  
と思つた。そのため委員たちは『その  
ようなスサンなやり方では困る』  
「公共機関が違法行為をやつさない」  
などと厳しく追及。すみやかに

埋め立て答申（抗議文つき）に対  
するシッペ返しとともに発言が県  
議会の川内町大松のかんがい用水路

未遂行なわれたなどが事実  
なり「あたかも不正をあはい、助  
長するやうなものではないか。幼  
稚でスジが埋りない」など不満の  
声も出た。

しかし、これ以上県との間に  
争を繰り返し、波紋を広げても  
意味がない。それよりも問題はこ  
んな違法行為をやつてかにあ  
るとして、委員会としては「も  
つと監視をまひしけよ」などを  
きに県に出した要望を再確認する

ので、間もなく中止しており、  
わたしはある程度了解があつたの  
ではないかとも思つ。しかしました  
許可がおりていらないのは事実だ。  
許可がおりていらないのは事実だ。

県議会建設常任委員会（出  
口幸夫委員長）は十二日開き、文  
化センター建設をめぐり市が寺島  
川の一部を無許可で埋め立てたと  
いう件について理事者の説明を求  
めた。

また市議事務局の連絡なり方は

かたちでケリとなつた。

**松村市建設部長の話**　当時の建  
設課係り関係者が退職しているの  
ではつりしないが、工事日誌な  
どによると、市が無許可で埋め立  
てたのは申請面積の一部約百六十  
五平方㍍（五十坪）。当初の計画で  
はその部分は埋め立てないで建設  
できる見通しで着工したところ、  
水がわき出たため、急いで申請す  
ることも、やむをえず一部だけ  
先に埋め立てにかかりたがつた。  
その後、県から口頭で注意を受け  
たので、間もなく中止しており、  
わたしはある程度了解があつたの  
ではないかとも思つ。しかしました  
許可がおりていらないのは事実だ。



## 旧文化センター跡地の県名義の土地について

### 1 問題の所在

旧文化センター跡地を新ホールの建設候補地の一つとするにあたり、改めて登記を確認したところ、旧文化センター跡地内には県名義の土地（以下「本件土地」といいます。）が存在することが判明しました。

そのため、市に「本件土地が県名義で登記されているのであれば、本件土地は県の所有地かもしれない、県の所有地であるとすれば、文化センター敷地の一部として使用していたのは使用貸借と位置付けられていたかも知れない。」との認識が生じ、その結果、市としては旧文化センター跡地を新ホール建設候補地とするためには、本件土地について使用権を確立することができるかどうかが問題となりました。

しかし、その後、本件土地に関する由来等を確認していったところ、本件土地は県名義で保存登記されたままとなっているが、実際は市有地なのではないかと推認される事実が明らかになってきました。その内容は次のようなものです。

① 本件土地は、幸町の立体交差道路を整備する際に、県が寺島川を埋め立て、県名義で保存登記された土地である。

本件土地については、昭和34年9月に市議会において、県から無償で譲渡を受けることについて議決（県との協定締結、財産の取得等）を行っている。

したがって、本件土地が埋立によって所有権の対象となった時点で、県との協定にしたがって、県から譲り受けた（市に所有権が移転した）はずであるが、何故か市への移転登記がなされず、本件土地は県によって保存登記されたまま、現在に至っている。

② 昭和37年に本件土地及び従前からの市有地（徳島公園の一部）を敷地として文化センターの建設が開始されたが、市は本件土地を含む敷地全体を市有地として認識し、使用してきた。

また、本件土地を使用するにあたり、県から使用貸借等の契約を求められた記録も市には無い。

③ したがって、本件土地は市有地であるが、県から市への移転登記ができるだけなのではないかという疑義もある。

### 2 市議会の議決に至る経緯

#### (1) 県の立体交差道路建設計画以前の状況

寺島川は埋め立てられておらず、剣先橋（市管理）と徳島橋（県管理）が架かっており、それぞれの西側袂に日本国有鉄道（以下「国鉄」といいます。）の線路と、剣先橋踏切と徳島橋踏切の2つの踏切が存在しました。

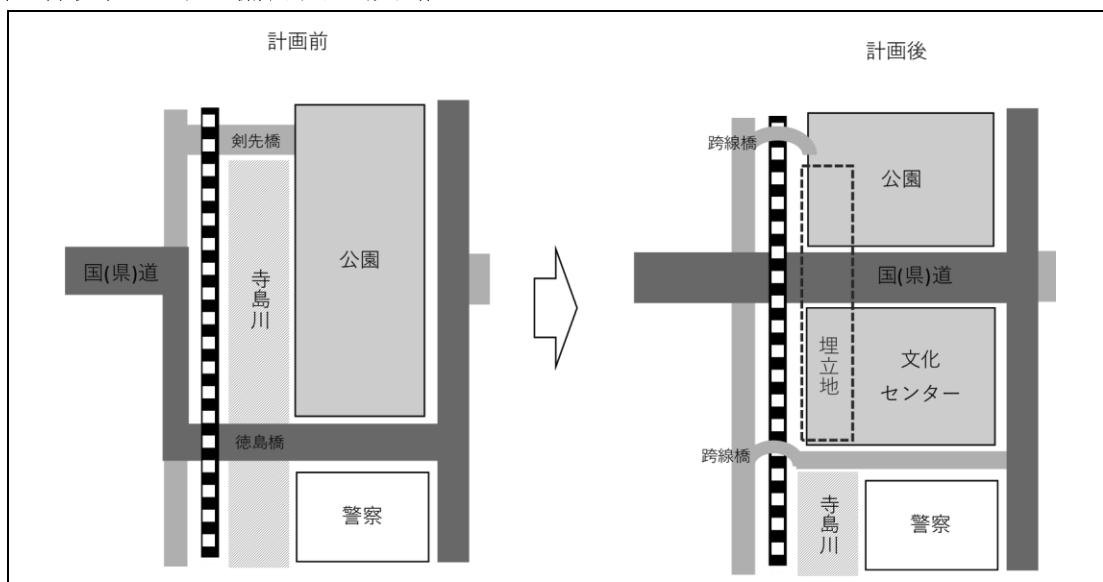
県が管理する二級国道西条徳島線（現国道192号線）は元町から東進して、線路及び寺島川に突き当たった所で南に折れ曲がり、徳島橋踏切を渡って東進する形となっていましたが、特に徳島橋踏切（現在の徳島橋跨線橋）の自動車の混雑が問題となっていました。立体交差道路の整備は昭和20年代から議論されていました。

## （2）県及び国鉄の立体交差道路建設、2踏切撤去計画の概要並びに、この計画と市の関わり

県は、昭和33年に線路の下をくぐり抜けて真っ直ぐ東進し、国道11号に交わる道路（県道元町安宅線）の整備について基礎調査を始め、昭和34年1月には計画が具体化し市議会にもその計画が説明されています。その説明された内容は、県と国鉄が主体となって、徳島公園（市有地）を東西に貫く立体交差道路を整備し、剣先橋踏切と徳島橋踏切を廃止することで、混雑を解消するというものがありました。

その事業を実現するためには、市が市有地である公園から立体交差道路用地部分を切り分けて県に道路用地として提供すること、剣先橋踏切を廃止することについて、市・市議会の同意が必要でした。

### （立体交差道路整備計画の概要）



## （3）交渉の経緯及び協定

市・市議会は、立体交差道路の整備自体には賛成していましたが、市管理の剣先橋踏切の廃止には反対していました。一方、県・国鉄は両踏切を

廃止するという方針であり、調整の結果、市・市議会も跨線橋の整備を条件に踏切の廃止に合意し、事業を進めることとなりました。

ところが、県が立体交差道路整備と一体的に寺島川の埋め立てを計画していることが明らかになると、徳島公園の景観が損なわれることなどから市議会は埋め立てに反対しました。そこで、更に県市が調整した結果、寺島川（剣先橋、徳島橋間）を県が埋め立てた後に埋立地を無償で市に譲渡すること等で合意し、協定を締結することとなりました。

#### (4) 市議会の議決とその内容

昭和34年9月26日に市議会で次の事項について議決（以下「本件市議会議決」といいます。）されています。

##### ア 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について (第99号議案)

次のような事項について県市間で協定を締結する。

（協定書の主な内容）

- ①市は、公園用地（約485.85坪）を道路用地として提供する。
- ②県は、寺島川の埋立地（約502坪）を市に無償譲渡する。
- ③徳島橋付近の道路敷は市道として市に移管する。
- ④徳島橋と剣先橋の踏切を廃止し、跨線橋を整備し市の管理とする。

##### イ 剣先橋踏切廃止の同意について（第100号議案）

立体交差道路の使用開始と同時に剣先橋踏切を廃止することに同意する。

##### ウ 不動産取得並びに処分について（第101号議案）

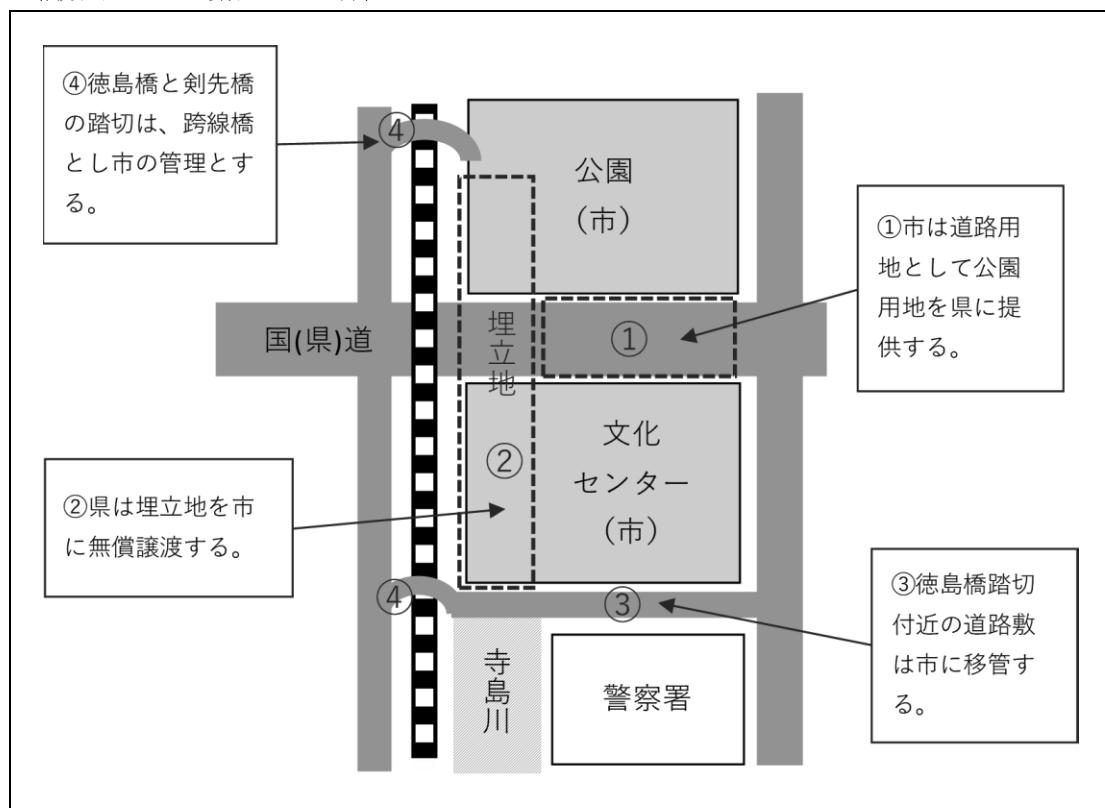
立体交差道路施行に伴い、公園用地を県へ無償譲渡する。

徳島公園の一部消失による潰地分として、寺島川の埋立地（約502坪）を取得する。

##### エ 公有水面埋立について（第102号議案）

立体交差道路築造により、徳島公園の一部が消失するので、掘さく残土をもって寺島川を埋立て、公園潰地の回復を図るため、寺島川（502坪）を埋立てることについて、可とする。

(議決された協定の内容)



### 3 協定に基づく市、県、国鉄のそれぞれの履行内容

#### (1) 市の履行

ア 公園を切断し、県へ提供する。

- 協定（本件市議会議決）どおり、昭和35年の立体交差道路着工時から道路用地として提供しています。
- 登記の手続きについては、昭和45年になって分筆し、国に対して譲渡していますが、これは昭和40年に当該道路が県から国に移管されているためと考えられます。

#### (2) 県の履行

ア 立体交差道路の建設、県管理の国道としての使用開始。

- 昭和35年に着工、昭和36年4月に完成し、県管理の国道として供用開始されています。

イ 寺島川を埋め立て、市へ譲渡する。

- 協定（本件市議会議決）どおり「公園の潰地回復」を目的に、昭和35年1月29日に県が免許を得て、502坪の埋立てを実施しており、これが本件土地（及び立体交差北側の徳島公園内に残っている県名義の土地）に当たるものと考えられます。

- ・ 本件土地は、埋立当初から（正確には埋立竣工前から事実上埋立が完成した部分を順次）市が使用しており、昭和37年には文化センター建設に取り掛かっています。

（なお、その後、昭和39年に同じ場所、目的で143坪の埋立の追認がなされていますが、昭和35年に免許された502坪と、昭和39年に追認された143坪の位置については、正確な位置を示す図面が市には見当たりません。）

- ・ 登記については、昭和44年になって「昭和39年8月25日公有水面埋立」という事由で、県名義で保存登記されましたので、埋立は昭和39年8月25日に竣工したものと考えられます。しかし、現時点では県名義で保存登記されたままで、市への名義変更がなされていません。

#### **ウ 徳島橋踏切先の道路敷の市への譲渡**

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり市に移管されています。
- ・ なお当該土地は、平成15年に法定外公共物として国から市に譲与されるという手順で処理されています。（未登記）

#### **(3) 国鉄の履行**

##### **ア 跨線橋の設置**

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり国鉄が跨線橋を整備し、完成後、市に移管されています。

##### **イ 2踏切の廃止**

- ・ 協定（本件市議会議決）どおり立体交差道路及び跨線橋整備後に廃止されています。

#### **(4) 協定の存在について**

本件市議会議決には、県市間で協定する協定書の文案が添付され、県市間でその文案の協定を行うことが承認されましたが、協定書なるものの存在を確認することはできませんでした。しかし、県市間の協定が成立したとする新聞報道のみならず、前述のように、本件市議会で議決された県市間の協定の内容が全て順次履行されていることからして、県市間でかかる協定がなされたことは推認できると考えています。

### **4 旧文化センターの建設**

#### **(1) 建設（から完成・使用）の時期及び建設敷地の範囲**

- ・ 昭和36年11月に策定し、12月市議会で説明された「文化センター建設計画」では、敷地は「市有地（4538m<sup>2</sup>）」とされており、本件土地もこの内に含まれています。
- ・ 旧文化センターは、この整備計画に基づき、昭和37年に着工、昭和38年4月に完成し、供用開始されました。

## (2) 本件土地の所有についての市の認識

- ・ 文化センター整備当初に、市が本件土地を市有地と認識していたことは、建設計画で本件土地も含んで「市有地」としていることから確認できます。
- ・ その後も市は本件土地を市有地との認識で使用してきましたが、新ホール整備を検討するにあたり改めて登記を確認したところ、県名義の土地が存在することが判明したことは、前に述べたとおりです。

## (3) 文化センター敷地としての本件土地に関する県との関わり

- ・ 文化センター建設にあたり、本件土地を使用することについて県と協議をした記録や、土地の使用に関する契約書等は確認できませんでした。
- ・ また、平成26年度まで文化センターとして本件土地を使用していましたが、その間土地の使用に関する県との協議や契約書を作成するという話は市が確認する限りありませんでした。

## 5 新ホール建設に関して、県名義の土地の使用に関する協議

### (1) 無償使用を前提とする旨を申し入れた経緯

新ホール建設候補地の変更を検討する中で、文化センター跡地を候補地とする場合には、本件土地を引き続き無償で使用できるかどうか、知事に確認することになりました。平成30年7月19日、市長が知事にその確認を行いました。

### (2) 1～4の経緯について市が再確認した後の対応

1～4の経緯が判明したことから、令和元年9月13日に市長が知事を訪問しました。市長としては、判明した本件土地に関する由来を説明し、一方の当事者である県にその経緯を確認したい、また、このような由来を踏まえて本件土地所有権の帰属問題を解消する一手法として、引き続き無償で使用させていただけないかというお願いをするためのものでした。

それに対して、知事からは「間違いなく県有地である。」という回答のみで、具体的な説明はいただけず、その後、県から「土地交換が最善」とする提案がありました。

このような状況の下、市は本件土地に関する問題は、これを先決問題とするのではなく、交換協議の中で解決していくことも可能と考え、交換の方向で協議を進めることとしたものです。

## 6 現時点での整理

- ・ 本件土地について、埋立免許に基づいて埋め立てた県がその所有権を原始取得したことは、市としても否定するものではありません。
- ・ しかし、協定という形で県との合意がなされていたとすれば、この合意

に従って本件土地が所有権の対象となった段階で本件土地の所有権は市に移転すると考えられます。(現実に引渡しもされ、市が文化センター敷地として使用しています。)

市は協定書そのものの存在は確認できていませんが、市議会の議決や新聞報道の存在、また、その協定の内容とされるものが、その後逐次履行されていることから、協定は成立したものと推認されます。

ただ、市としては県が協定の存在についてどう認識しているか不明ですし、協定があったとすれば、本件土地について、なぜ市への移転登記がなされなかつたのかの理由も不明です。

また、県が埋め立てて原始取得した土地の範囲も市には正確な図面はなく、今となっては明確ではありません。

- ・ 本資料で説明した内容は、あくまで現時点で市として取得した資料を根拠とした認識であって、県としての認識を資料や正しい法的根拠をもって示していただくことによって、県・市双方にとって納得できる説明ができるものと考えております。

## 旧文化センター跡地の県名義の土地にかかる資料

1 「旧文化センター跡地の県名義の土地ができた経緯について」	1
※ 埋立の経緯の説明及び埋立の状況が分かる概念図等が含まれる。	
2 文化センター敷地の登記等の状況（一覧）	4
3 昭和34年9月26日徳島市議会議決	5
・第99号 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について	
・第100号 剣先橋踏切の同意について	
・第101号 不動産取得並びに処分について	
・第102号 公有水面埋立について	
4 公有水面埋立免許告示（昭和35年2月9日徳島県告示第72号）	10
5 公有水面埋立追認告示（昭和39年3月27日徳島県告示第137号）	10
6 寺島川埋立から文化センター建設に関する新聞記事	11
7 旧文化センター跡地付近の公図	22
8 土地境界確定図（素案）	23
9 文化センター（仮称）建設設計画の概要（昭和36年11月）	24
※ 敷地は全て市有地であることが明記されている。	
10 徳島市文化会館新築工事図面（建物配置図部分）	27
11 文化センター建築にかかる確認通知書（昭和37年7月）	28

## 旧文化センター跡地の県名義の土地ができた経緯について

県有地ができた由来について、当時の市議会の資料や新聞記事を確認したところ、文化センター敷地の県名義の土地は、昭和 36 年に幸町の立体交差道路が出来た際に、市の公園用地を道路用地として提供する代わりに、県から市へ無償譲渡される土地として埋め立てられた部分（剣先橋～徳島橋）及び、昭和 42 年頃に新たに寺島川を埋立て県市共同で使用することを合意していた部分（徳島橋～新町川）であると考えられる。

埋立て当初は市の土地として扱われていたと考えると、昭和 38 年に貸借契約等を行わずに県名義の土地に、市の文化センターが建ったことが説明できる。

当初はそのように扱われていたが、その後、県名義で登記され、市に名義変更されることはなかった。その経緯は現時点では確認できていない。

### (剣先橋～徳島橋埋立の経緯)

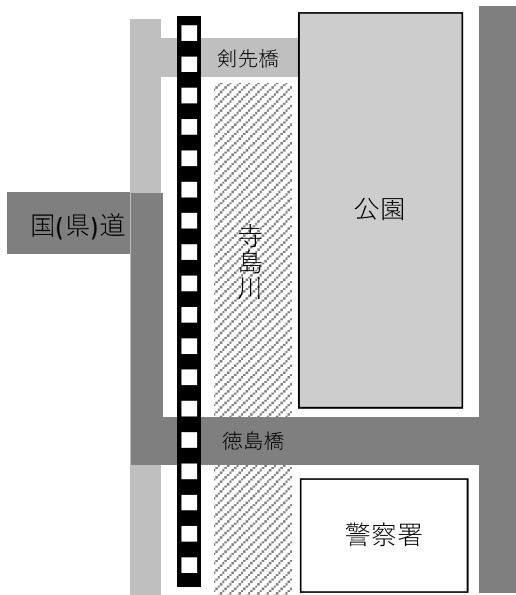
- ・昭和 33 年 県と国鉄が協力して、県管理の国道と鉄道との立体交差を整備、同時に徳島公園（市有地）を貫いて国道を東西に延長することを計画。（現在の国道 192 号線幸町～徳島町の間）
- ・昭和 34 年 県市協議の結果、寺島川の埋立地は、市が提供する公園用地の代替地とする県市の協定書を市議会で議決（協定書自体は確認できていない。）
- ・昭和 36 年 立体交差道路完成
- ・昭和 37 年 文化センター着工
- ・昭和 38 年 文化センター開館
- ・昭和 44 年 文化センター敷地の埋立地について県名義とする所有権保存

### (徳島橋～新町川埋立の経緯)

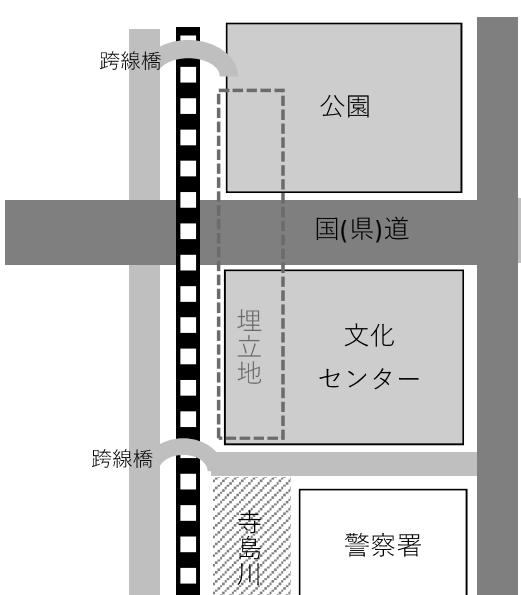
- ・昭和 36 年 市が徳島橋より南側、新町川までの寺島川埋立てを県に申請
- ・昭和 42 年 県が同じ部分の埋立を計画。先に市が行っていた埋立申請は取り下げ。  
埋立地の利用については、県市で協議会を設置し決定することで合意。  
寺島川埋立
- ・昭和 45 年 埋立地の使途について、南端に東警察署を整備すること、その他の埋立地については今後協議することについて協議会で合意  
埋立地について県名義とする所有権保存
- ・昭和 47 年 旧警察署跡地及び後背地については県市共同で利用（県は青少年センターを整備、市は文化施設を整備）することを協議会で合意
- ・昭和 49 年 県青少年センター開館
- ・昭和 52 年 市社会福祉センター開館（敷地は昭和 51 年の覚書により県から無償貸与）
- ・昭和 56 年 市中央公民館開館（敷地は昭和 51 年の覚書により県から無償貸与）

## 剣先橋～徳島橋埋立概要

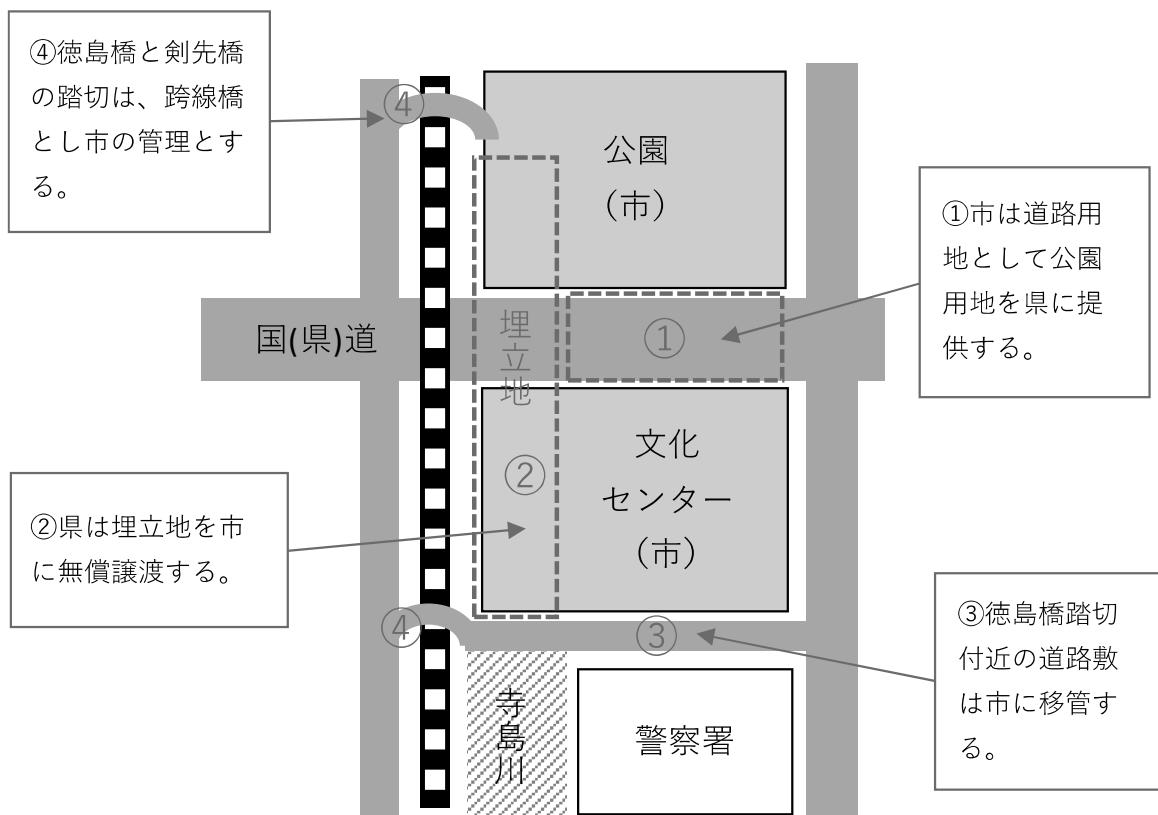
計画前



計画後

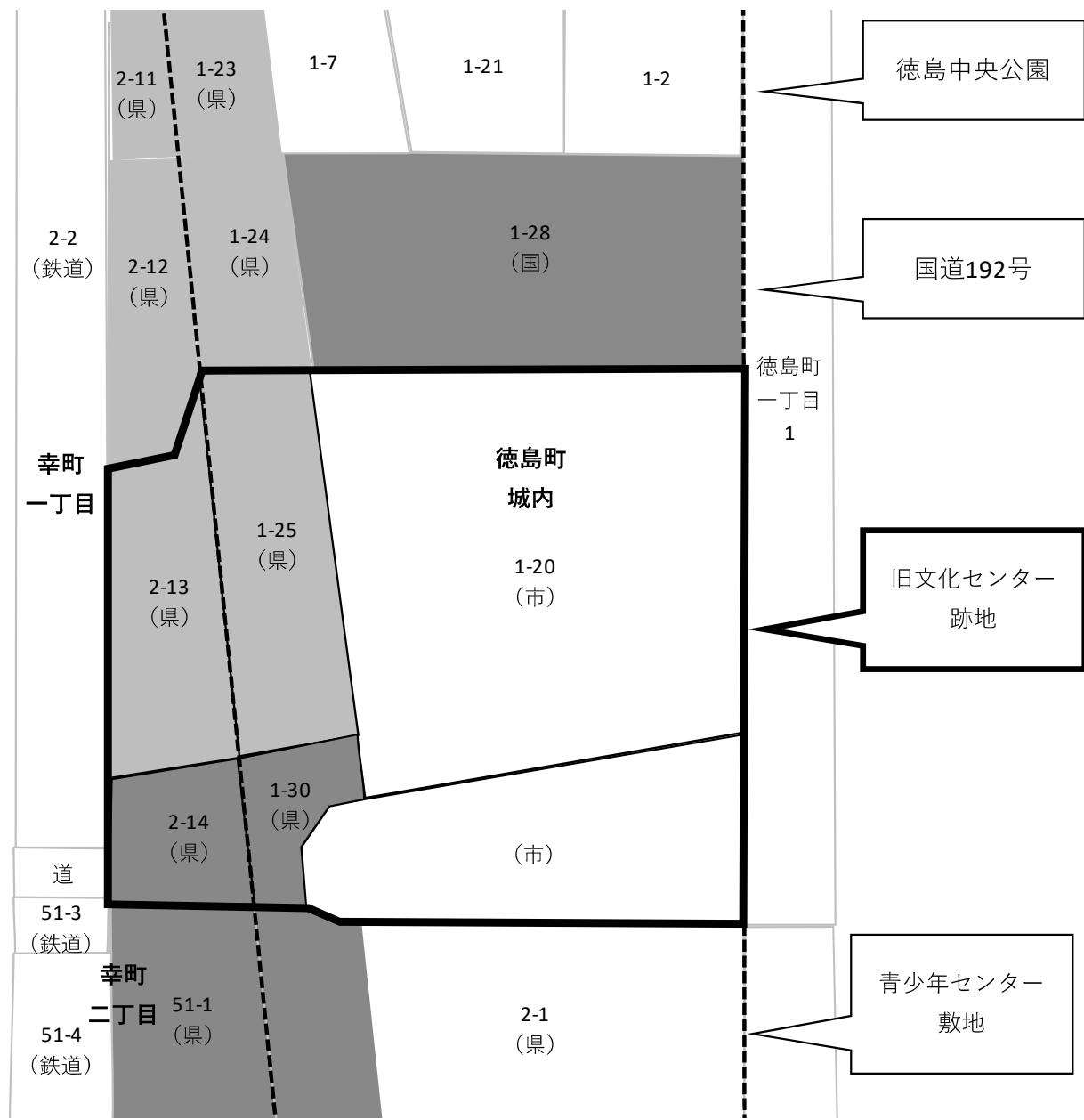


### 協定書の内容について



※ 図において「警察署」とあるのは、現在の徳島中央警察署の位置ではなく、県青少年センター（トモニプラザ）の位置である

## 文化センター敷地付近の土地の状況（概略図）



立体交差道路整備時（昭和36年頃）に埋め立てられたと考えられる土地  
(登記上の埋立日はS39.8.25、登記日はS44.10.2)

立体交差道路整備時（昭和36年頃）に市から提供されたと考えられる土地  
(登記上の分筆日はS44.11.27、所有権移転日はS45.1.26)

昭和42年頃に埋め立てられたと考えられる土地  
(登記上の埋立日はS45.8.10、登記日はS45.12.1)

旧文化センター跡地周辺の登記等の状況

地番	徳島町城内						幸町1丁目				
	120	128	123	県	県	県	未登記	241	242	243	244
名義	市	建設省	県	県	県	県	未登記(市)	県	県	県	県
地目	宅地	宅地	宅地	公衆用道路	宅地	雑種地	—	宅地	公衆用道路	宅地	雑種地
面積(登記簿)	2288.05	1569.79	125.28	191	655.5	160	123.74	395	641.39	163	
S34	S34.9県市協定										
S35	S35.2.9			埋立告示	埋立告示			埋立告示	埋立告示	埋立告示	
S36	S36.3立体交差完成			埋立実施	埋立実施			埋立実施	埋立実施	埋立実施	
S37											
S38	S38.11文化センター開館										
S39	S39.3.27			埋立追認告示	埋立追認告示	埋立追認告示		埋立追認告示	埋立追認告示	埋立追認告示	
S40	S39.8.25			登記上の埋立日	登記上の埋立日	登記上の埋立日		登記上の埋立日	登記上の埋立日	登記上の埋立日	
S41	寺島川埋立協議会発足										
S42	寺島川埋立地利用協議										
S43											
S44.5	埋立地譲与申請						県→国へ申請				
S44.10.2				埋立登記	埋立登記	埋立登記		埋立登記	埋立登記	埋立登記	
S44.10.25				所有権保存	所有権保存	所有権保存		所有権保存	所有権保存	所有権保存	
S44.11.27	1-28を分筆	1-20から分筆									
S45.1.26		所有権保存									
S45.8	埋立地譲与						国→県へ譲与				
S45.8.10								登記上の埋立日			
S45.12.1								埋立登記			
S45.12.11								所有権保存			
S46	S46.12.2						1-31を分筆				

S34の協定で市から県  
に譲渡された道路用地

## 第九十九号議決

昭和三十四年九月二十三日提出  
昭和三十四年九月二十六日可決

### 徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施行に伴う協定について

当市は、右のことについて徳島県知事と別紙のとおり協定する。

#### 協定書

徳島都市計画街路元町安宅線を別紙設計図のとおり施行するにあたり、日本国有鉄道との協定を締結するため徳島県知事原菊太郎を甲とし、徳島市長豊田幸太郎を乙として、剣先磯踏切の廃止等、徳島市に関係する事項について、次のとおり協定書を交換する。

昭和　　年　　月　　日

甲　　徳島県知事　　原

菊　太　郎

乙　　徳　島　市　長　　豊　　田

幸　太　郎

一、剣先橋踏切は、立体交差道路の使用開始と同時に廃止することになるので、乙は、これに同意するとともに、市議会の議決書を添えて、甲に提出するものとする。

二、剣先橋踏切のこ線橋は立体交差工事（別紙設計図のとおり）着手と同時に撤去したうえで、新らしくこ線橋（巾員四米）を設置することとなるがハ、工事は甲が国鉄に委託して施行するものとし、この場合、現在のこ線橋を国鉄より甲が無償譲渡をうけ、これをさらに無償で乙に移譲するものとする。

三、乙は立体交差道路の敷地となる徳島公園の敷地の一部（約四八五坪八五）を、無償で甲に提供するものとし、この工事の完成に伴い廃止されることになる徳島橋踏切附近前後の道路敷（約三二〇坪）は、市道として乙に移管するよう甲において措置するものとする。

なお、甲は寺島川の埋立地（約五〇二坪）を乙に無償で譲渡するものとする。

四、徳島橋踏切廃止に伴い新設するこ線橋（巾員三米）の経費は、甲、乙が折半で負担して甲が国鉄に委託し、施行するものとする。

五、新設した徳島橋及び剣先橋こ線橋は、乙の所有となり乙が管理するものとする。

六、立体交差道路工事に要する経費のうち國庫補助対象事業費の一割を乙が負担するものとする。

七、剣先橋踏切こ線橋の改築にあたり歩行者の安全を図るために橋面照明を設備することについて、甲は、国鉄と協議してこれが実現できるよう努めるものとする。

八、その他の事項で必要が生じたものは、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

第百号議決

昭和三十四年九月二十三日提出  
同 年九月二十六日可決

剣先橋踏切廃止の同意について

都市計画街路元町安宅線立体交差道路の使用開始と同時に剣先橋踏切を廃止することに同意する。

第一百一号議決

昭和三十四年九月二十三日提出  
同 年同月二十六日可決

不動産取得並びに処分について

徳島都市計画街路元町安宅線（立体交差）施工に伴い次のとおり不動産を取得並びに処分する。

記

一、取得事項

所

在

地

徳島町域の内  
幸町一丁目三二番 地先寺島川筋

積

積

約五〇二坪

徳島公園の一部消失による填地分として取得する。

二、処分事項

所 在

地

徳島町城の内一の二、一の二〇、一の二一番地（公園用地）

右のうち四八五坪八五

徳島県へ無償譲渡する。なお、譲渡面積は、概算設計によるため若干の増減あるものと

所 在

地

積

考

所 在

地

積

考

第一百二号議決

昭和三十四年八月三日知事諮詢  
同 年九月二十六日議決

公有水面埋立について

徳島県知事より河第四、一九号の一をもつて本議会に諮問せられた左記公有水面埋立についてはこれを可と答申するものとする。

記

一、場所

徳島市徳島本町城ノ内  
徳島市幸町一丁目三二番 地元寺島川筋

二、目的

都市計画街路元町安宅線の立体交叉道路築造により、徳島公園の一部が消失するので、堀さく残土をもつて寺島川を埋立て、公園潰地の回復をはかる。

三、面積

五百二坪

四、工事着手竣工の指定を受けようとする期間

イ 着手期 免許の日より三十日以内

ロ 竣功期 着手の日より一百十日以内

公有水面埋立免許・追認告示

徳島県告示第七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、公有水面の埋立を次のように免許した。

昭和三十五年二月九日

徳島県知事 原 菊太郎

一 埼 立 立	業 者	徳島県
二 埼 立 立	場 所	寺島川筋下徳島市徳島町域の内及び徳島市幸町一丁目三十二番地地先
三 埼 立 立	目的	公園の潰地回復
四 埼 立 立	面 積	五百二坪
五 工 事 着 手 期 日	免 許 の 日 か ら 三 十 日 以 内	
六 工 事 着 手 期 日	着 手 の 日 か ら 二 百 三 十 日 以 内	
七 免 許 年 月 日	昭和三十五年一月二十九日	

徳島県告示第一百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定により、公有水面埋立てを次のように追認した。

昭和三十九年三月二十七日

徳島県知事 原 菊太郎

一 埼 立 立	業 者	徳島県
二 埼 立 立	場 所	徳島県徳島市徳島町域の内地先および同市幸町一丁目三十二番地先寺島川筋
三 埼 立 立	目的	徳島公園の埋地回復
四 埼 立 立	面 積	一四三坪（四七二・七八平方メートル）
五 工 事 着 手 期 日	免 許 の 日 か ら 三 十 日 以 内	
六 工 事 着 手 期 日	着 手 の 日 か ら 三 十 日 以 内	
七 追 認 年 月 日	昭和三十九年三月二十七日	

- ※ 追認告示は公有水面埋立法旧36条2項（現在は廃止）に基づく追認
- ※ この2つの告示の埋め立て面積の合計が、城内1-23、1-24、1-25、幸町1丁目2-11、2-12、2-13の計6筆の面積に合致するが、告示第72号、告示第137号のそれぞれの範囲は不詳。



## 剣先踏切

「やめろ」「やめぬ」  
の対立 補助金がフイ?

徳島市幸町、徳島新聞は橋から鉄道線路の下を抜けた徳島公園駅の門付近にいた立体交差地下道（県道元町一安宅線）の工事はいよいよ七月から県が着工するが、剣先橋踏切の存廻で四鉄側と市側の意見が食違ったため、市が存廻説を捨てない限り国鉄の負担金はもうろん、建設者の補助もむずかしくなってきた。

立体交差道  
事業として総工費一億一千八百四十万円（建設省補助金一千五十六万円、県四千二百万円、県市各

# 立体地下道七月着工に暗雲

八百八十万円）で着工する見込みに決めた。

ところが四鉄側は「じゃ斯時間の長い剣先橋踏切を既にして撤去だけを廃止するのは東洋橋踏切だけを廃止するのではなく、両方廃止した場合はどちらに一千二百万円の負担金を出せ

るが、片方だけなら四千万円の負担もむずかしいだろ」と懸念を示はじめたため、県はさ

る十四日市側に四鉄側の意向を

任せて審議を始めた。

市は市議会総務、産業各委員会の合意を経て、市議会へ協議したが「剣先橋

踏切は廃した方がよい」との賛成票が決まり、反対議案が出で、三十日の建設資金にも論じられた。この理由は「剣先橋踏切は公園の入口でもあり、直角の便道をはかる意味で残した方がよい」などの意見が議員、両者間議論の際に「鐵道だけの便道のために市道である剣先橋踏切を廃止する事はできない」との気持ちがかなり強いためだといふ。

県は「早く結論を出さないと國庫補助もライになり、三十四年度中の着工はむずかしくなる」とさういふことにして、いまどきの市議局および四鉄局と交渉するとしているが、いまどきこの市が剣先橋踏切の廃止に踏切らない限り着工はむずかしいものとされている。

これについて県議院議長真美や県議團副議長らは「残したい気持ちはないが、工事をついてまで存廻にこなわっていいのかどうかは専門家で検討研究し早急に結論を決めたい」と語っている。

(3)

(第3産業便物認可)

新聞定期朝夕刊共一ヶ月金390円・夕刊一部金5円

立体交差道路建設に伴う徳島橋、剣先橋両踏切廃止問題を協議する徳島市議会建設、麻糸交通合同委員会は、二十三日午前十一時すぎから市役所で聞き、豊田市長から国鉄本社および四國四國支社との交渉結果について説明を求めたのち

「立体交差の着工をいつまでやめても通じて運行できるような状況には至らない」として「両踏切は廃止する。ただし条件として踏切のあいへ老人の子もつりこしに決めた」



徳島、剣先両踏切の廃止を協議する徳島市議会建設、麻糸交通合同委員会

# 徳島 剣先両踏切は廃止

## 市議会 陸橋建設を条件に

このため豊田市長はさっそく国鉄本社および建設省に踏切を設けるとの条件を持ち出して交渉に当るが、議会側としては現在ある剣先橋の構造も改良してもいい方向で、建設費については立体交差を要する竣工費の一節をきいてもらつたところである。

一方市議会ではこの交渉結果がうまく運び、両踏切とも脚橋がつけられた。

豊田市長の話 「いろいろ検討し、交渉してみたが、建設省、国鉄とも意外に強硬だった。議会に提案して同意を求める方向である。

豊田市長 「いろいろ検討し、交渉してみたが、建設省、国鉄とも意外に強硬だった。議会に提案して同意を求める方向である。

このため両踏切とも諒解の指示を受けた。午後二時勤務打切りの休暇部委員会までを「安保改定に関する講習会」とするところにしている。

このため両踏切とも諒解の指示を受けた。午後二時勤務打切りの休暇部委員会までを「安保改定に関する講習会」とするところにしている。

## 批判受けぬよう

安保改定

県教委が学校へ通達

安保改定に反対する諒解の第三次統一行動は二十五日をテーマとして全国一せいに行われるが、これについて文部省から「服装に修正を要す」との結論を打ち出し、「両踏切は廃止する。ただし条件として踏切のあいへ老人の子もつりこしに決めた」

徳島市崩山ローブウエーは七月一日から夜間運転を行はず定だったが、徳大工業部の安全監査課が二十九日から三日間と決まったため予定を一日のはじめて七月一日から九月十日まで夜間運転を行ふことになった。

徳大の調査はさきに行われた高崎の調査の技術的改善と並んで

は、二十五日から月末まで十四文部」として学校代表よりなる支那委員会を開いて安保改定と七月五日の定期大会運動方針の二つをからませた討論集会をつづけた。一方県高教組は二十七日前十時から県教育会館で分会長会議を開いて安保改定と教組との統一問題なら委員会と題して開催され、同日から十月四日の本部委員会までを「安保改定に関する講習会」とするところにしている。

このため両踏切とも諒解の指示を受けた。午後二時勤務打切りの休暇部委員会までを「安保改定に関する講習会」とするところにしている。

夜間運転は  
来月一日から  
ローブウエー

四

に人気半分は駆逐艦に傾いてる  
“北上コース”をもう一ひと回り  
と、こには西側から北上にかけて  
の上陸作戦部隊が順調に進んでる  
企画は少くないけれども、たしか  
て”こちらに本部は位置の影響  
はあるまいと。十六日拂早から  
十七日に“ほんにかけて開幕する

アーリアはなぜ何處か物  
事? たるる! 」因はせうせの  
むし害にまよ居ゆやが! 」アリに  
は誰の被殺するお間が少しも

「おもてなしの心」を大切にす  
り、本格的な旅館にならぬこと  
や小腹がすいたときにどうぞ。

寺島川埋立て“待った”  
市議会むくれる  
立体交差路県側と意見食違う

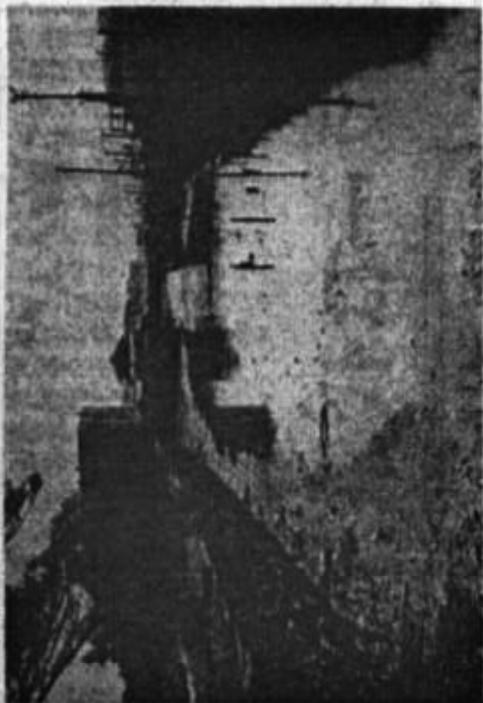
三

月中旬ころから新工事の予定の福島市幸町の立候文委員会幹事に傳す。福島の理立元問題をめぐるて福島中央公團と該当局の見解が交り通つてやめている。

三

「我就是想說，你這個人太壞了，真該打！」老頭子說着，又把頭子一扭，說道：「你這人太壞了，我真該打！」

# 学校へ



（参考）「アーティストとしての立場」（『アーティストとしての立場』、1992年）

（中）

卷之三

A cartoon illustration of a person sitting at a desk, looking down at a large document or book.

萬葉集卷之三  
歌題

## 埋立地を譲り受けける

### 寺島川問題 徳島市が妥協案

徳島市寺町の立体交差道路建設に伴う寺島川埋立問題は知事の諮問を

うけた徳島市議会側が「説明がなかつた」との理由で難色を示しておめているが、理事者側は妥協案として埋立用地を市が譲り受け、公園用地を広げるなど解決に持

込む交渉を進めている。

寺島川の埋立問題は早くから話題になり、前市長時代には県の係員が市議会議事委員会でも説明したが、五月の改選後の議会では説明がなかつたために議会側がむくれていてるわけだ。

しかしこの問題でつまずくと立体交差道路工事計画に支障をきたし、県市の關係がますくなるとの心配から理事者側は「埋立」た部分（徳島橋一剣先橋間）を市がゆすり受けれるとして、徳島東署前の公園用地を広げてもうひとにして予定通り埋立を「してはどうか」と両者の仲をとりもつて十八日朝から県側と交渉を進めており、県側も一応了承して二十一日朝係員が市役所を訪れ、市議会議員協議会で工事の内容を説明し、納得してもらつてしまつて居る。

## 県が埋立案 を練り直し

### 寺島川問題

徳島市議会は「徳島市寺町の立体交差路建設に伴い徳島橋一剣先橋間の寺島川を埋立する」との知事

諮問案を投げるかどうかを協議するため二十一日午前十一時半から議員協議会を開き、埋江県道路計画課長らを招いて具体的な工事内容を聞いた。

埋江課長は「埋立」は一部だけことであるのに対して、代りに徳島東署前の公園敷地を広げることにする」と説明したが、市議会側の諮詢が出なかつたため、「県当局がもう一度案を練り直し、市議会の会期中（二十六日まで）に結論を出す」とことで県側、市議会側とも了承した。

高木「一丘の説」「わたしたちが連絡だという感だが、われわれ立場としてなにもいいたくない」

筆者たゞの出でる筆者手帳  
もすませいふるひだん 出處の  
日がせまいとてのトナリ

## 知事と市長が協定

立体交地圖

徳島市議会は「幸町の立体交差路建設に伴う中島川の掘立て」についての知事請問案の内容をめぐつてもめていたが、このほり原知事と垂井市長が次のような協定を結ぶことで詰合がつき、市は二十三日の定期市議会に追加提案した。提出書の主な内容は次の通り。  
一、剣先掘路切は立林文部省の

使用開始と同時に廃止するよりも、  
なのだが、おこなわれた出来事は、本  
領の開拓者を絶えず前に推出す  
る。

一、市は立体交差所の敷地となる徳島公園の敷地の一部を無償して市に提供する代り、工事完成後廃止される徳島橋踏切付近の道路は市道として市に移管する。なお徳島橋は寺島川の獨立地（徳島橋一剣先）は無償で市に譲り渡す。

## 教団連の脱退 工作は明らか

教団連の脱退  
工作は明らか

一  
が言ふする

# 大型台風15号 本土接近の恐れ

(気象予報二十三日午後五時)  
半島は二十五号は二十三日午

中心から半径300m以内には  
五種以上の異風習を併せてゐる。

一、本職の分配対策として、日  
敷組は組相対策費のなかから賃金  
面の援助とオルグの投入を決め  
た。このため小林中央筋行委員長  
ら中央筋行者四五、六人が二十六  
日朝来東し、ついて近畿、中國、

# 議員の報酬引上げ ことし宝くじ発行

## 徳島市議会 全議案を可決

支那通商貿易年表の二十六日  
は午後一時半開会  
日本年度一級金計追加賦予算  
の水道事業会社追加予算の額員  
裁費の引受けの文部省本局監督  
にいたる地頭と市の協定  
なら三十八課室を源流一級不可決  
の教育費一百、經費一百、公  
平費、固定資本賦税等繰入

個人情報保護法の一人の選任	旭化成工業十三億七千五百五十七万五千円(追加額八千五百六十万五千円内、総額二千九百五十二万五千円内、差引き当初支払額に五百千円)
に関する市長簡便法の四款第三項 運輸省の組織化実験(運輸 機関)の中止料ード下市バス 新幹線駅可の運賃(回)	一千三百一十八万五千円増△市 の八人追加運賃を承認し上決 四點附合した。
可決された事な運賃	運の軸脚 費用料額は二千三 百万円に開きる余裕の二倍を正 確方法に開くる余裕の二倍を正
△一般	通例(運賃の四割)二万三千円を三 万三千円に割り急減(一万四千円を

「一万余戸に、課員二万一千戸を  
「一万七千戸に引け」△市企業組  
團に属する事業の一部改正（土木工  
事運輸事業計画にむだれ）、木造  
基盤整備所を設け、木造事業團員  
の戸数を十人を以て六十四人に  
する）△不動産貸（総戸内九萬  
戸地、地盤公園の用地の一年約三千  
戸、一方でそば営業の通路整備用

鳴門も引上ひの動き

29日から15日間ひらべ

鳴門市議会議長は二十六日  
午前十時から元市長会議で二十九  
日開くが何處から議事日程その  
他のつづり通り始めたもど、谷市  
長、議長助役、有収入役を主に  
そこで「賛成議案の引上げ」を協議  
した。

「市木連絡水道町の正義(木  
連絡水道町)」と「市販の製造  
計画」について了解を求める。  
【毎日選】令和十五年四月二千  
九日午後一時開会 議案を提出の  
三十日、十月一、四、八、十一日本  
金三二、三、五、六、七、八、九、十、  
十一、十二、三月日開設。  
議費額(現在議員二千一千  
巴の引子は、谷市町からも)

「上京したのも自分たに限つて  
誰もいわれなかつた。しかし腰会  
は、わざと谷中町が「市の財政  
など横濱市（八幡課税）三万七千  
巴の八幡課税にむかへて自  
治院は誰もいへばなかつた」と  
いふだといひをうに思つていい  
のです。なんちう地元課税正直會  
に腰会が現れるからわからぬ  
事です。

## 立体道路

# 月末ころ着工 県と国鉄、十日までに調印

徳島市幸町の徳島新聞社横一徳島  
地蔵横間の立体交差道路建設計画  
について、県は五月、高松の国鉄  
四国支社で最後の打ち合わせをす  
ました。これによると、県は十日  
までに国鉄側と協定書に調印を終  
わり、一月末か二月初めに着工、  
三十六年春完成を目指し工事を  
急ぐ。

この工事は徳島駅便局前から徳  
島地蔵横までの道路を長さ三百  
五十四㍍にわたりて掘り下げ、  
国鉄牟岐、小松島両線の線路の  
下をくぐる地下道を一億四千五  
百万円でつくるもの。

工費のうち國鉄側が四千四百四十  
七万円、県が一億六十三万円(う  
ち国庫補助四分の三)を負担し、  
国鉄側が地下道の上を通る線路の  
つけかえ工事、徳島橋、剣先橋両  
頭切の取り除きと、これに代わる  
人道橋の新設などを、県側が地下  
道と線路わきの堀の埋め立て工  
事、排水路などをそれぞれ受け持  
つ。このうちことし三月末までに  
国鉄が線路をつけかえ、県が線路  
下をくぐる地下道を一億四千五  
百万円でつくるもの。

工費のうち國鉄側が四千四百四十  
七万円、県が一億六十三万円(う  
ち国庫補助四分の三)を負担し、  
国鉄側が地下道の上を通る線路の  
つけかえ工事、徳島橋、剣先橋両  
頭切の取り除きと、これに代わる  
人道橋の新設などを、県側が地下  
道と線路わきの堀の埋め立て工  
事、排水路などをそれぞれ受け持  
つ。このうちことし三月末までに  
国鉄が線路をつけかえ、県が線路  
下をくぐる地下道を一億四千五  
百万円でつくるもの。

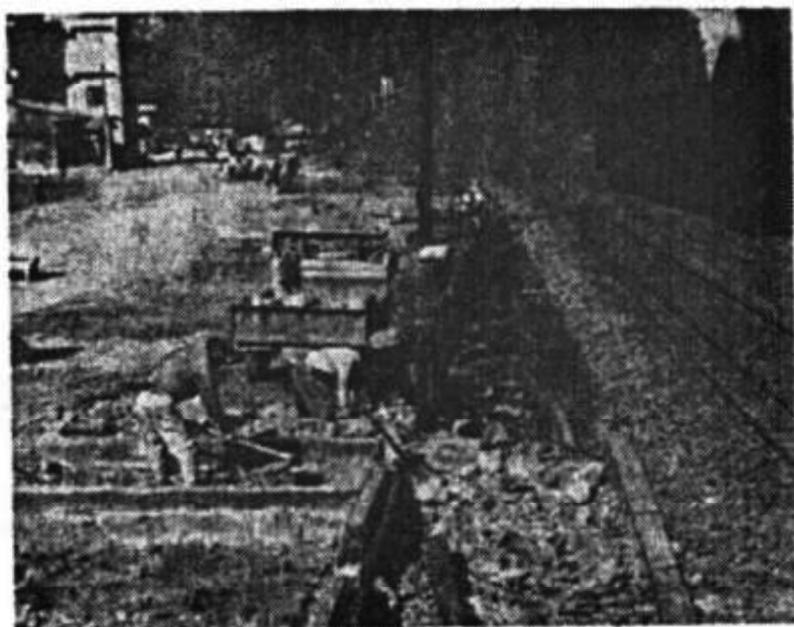
## 立体交差路きようう入札

県が計画した徳島市幸町一徳島本  
町間の立体交差路工事は三十日  
朝、入札をすまし、二月早々から  
工事にかかる。

工事は一億四千万円でいまの國  
鉄・牟岐、小松島両線の下をくぐ  
る地下道をつくる。本年度は、  
まず國鉄がいまの線路を西側へ  
連れわりさせたうえで、中央を  
掘り下げ、県が線路東側(徳島

公園)の排水・下水設備の移転な  
どをする。すでに国鉄四国支社  
は二十六日に入札をすませてい  
るので、二月早々から県・國鉄  
ともに工事をはじめる。

三十五年度には県が地下道を掘り  
下げ、國鉄がいまの線路部分の方  
ードをつくり、三十六年春に完成  
させの予定。



はじまつた立体交差路の新設工事

四  
鉄

## 立体交差路に着工

国鉄四国支社徳島保線区では七日朝から徳島市幸町の立体交差道路の工事となりかかった。この立体

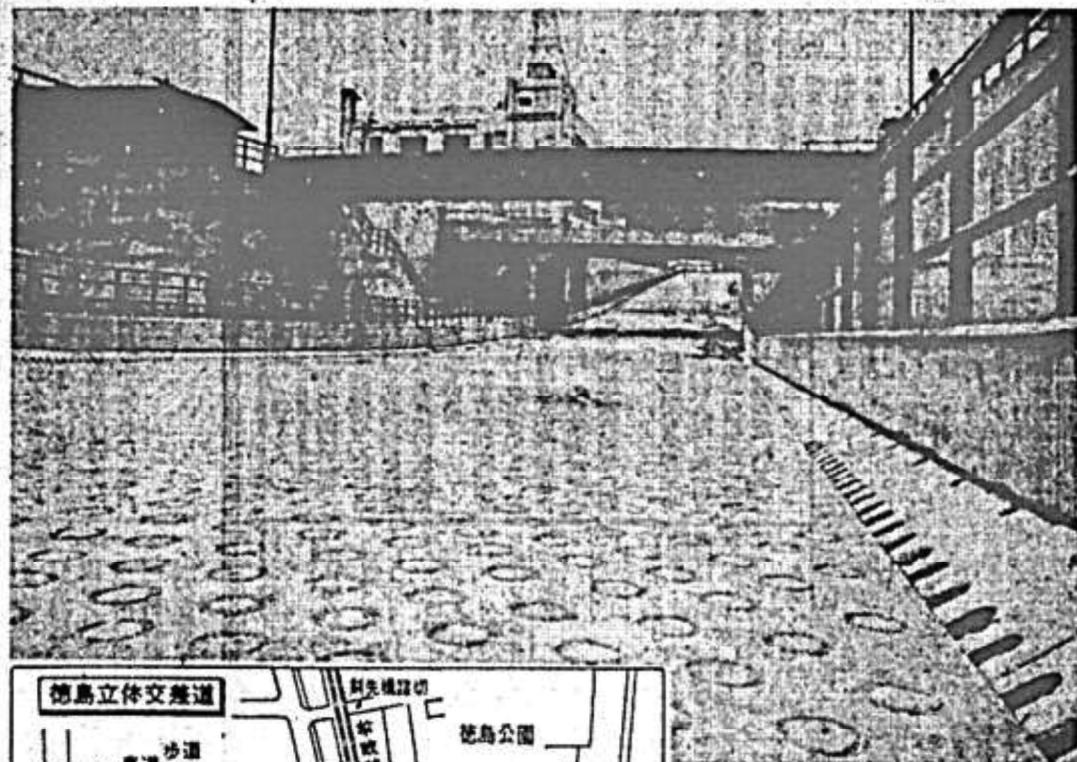
交差道路は総工費一億四千五百十万円で徳島駅便局前から徳島地裁横までに新道路（長さ二百五十メートル・五尋）をつくり、国鉄、半岐、小松島両線の線路のところは、この下をくぐる地下道にするもの。

七日は剝先橋踏切から徳島機踏切間の線路両側のあき地を幅四尋、長さ二百尋にわたって整地、木サクと徳島機踏切構の踏切貯土場舎（三十三平方尋）をとりこわしにかかった。これがすむと十八日からレールづけかえ工事でじゅまになる剝先機踏切の躰構を一時的に取り除く工事にかかる。

このあとトンネル部分の工事、徳島機、剝先橋踏切の取り除きと、これに代わる躰構躰構の新設などはいるが、県でも近く地下車と東西の取り合い道路、線路わきの掘（寺島川）の埋め立てにかかりことになつており、三十六年三月末には完成してこの付近の交通難もすっかり解消する。

# 立体交差道すっかりお化粧

## 30日には通りぞめ



県と国鉄が手を組み、昨年一月から近代日本技術の力を集めて総工費一億五千万円で工事を進めていた徳島市幸町の「徳島立体交差道」はほとんど完成した。三十日午前十時から県、国鉄、徳島市、工事関係者ら約二百三十人のほか、建設省計画局都市建設課係り官、三宅正夫氏も出席して現地で開通式が行なわれる。工事はすっかり本格化軌跡も終わって開通式を行なう徳島立体交差

この「おばけ屋敷」は底下では初見の本格的なもので、恐る恐る見慣れた馬鹿狂歌の大門を敲打するといふも、京都市の交通量をもたらすために閉鎖されたらしいのだ。

(四) (四) には人魚共用の「櫻  
島」(四)ハ・八〇) がかなり  
レアで、珍重されるらしい。  
したがって、櫻島をモチーフ  
としてつくる未発表が大人なん  
に取り合はれている。

と離れてゐる。上を左に  
めたとは、被験者起立方向の前方  
筋肉群は筋肉活動率が最も高  
い方指向の筋肉活動率よりも  
多く導出され、筋肉活動率も大き  
く導出される。筋肉活動率が上位  
から順位によって導出される率  
が異なることは、歩行者ら  
これまでのものに従事活動切替の頻  
度が大きい間接的であるといつ  
ていいが、歩行者では、筋肉活動率  
がなくななる。また歩行者は、  
筋肉活動率が歩行開始するまでは  
ほとんど歩行しない。

が考へたるのれど、即ち此後、  
筆は精神こそさわらぬが、心地  
したがつて立候交際場の如一  
ド相談の問題をもひりてかねま  
だが、實業にはじめの實業者  
たゞえやがてのうじてして、  
なお三十日じしの立候交際場が  
開通する。三十一日から實業  
界、財團の由ゆるは自國の運  
行を一切止止する。即ち運は四月  
いづほんはその運通ひが、五  
月からは完全にし、既び、人の運  
る請價の割合にかかる手数

# 徳島公園広場に文化センター



文部省小説研究会

# 十月に着工めざす

# 工費一億五千万円 千二百人を収容

予定していた七平方メートルから二倍  
上にある一隻半平方メートルある  
し、これらが計を乗算すれば四百四  
十坪である。城の面積と二倍  
當てはまらない。建設場所を最初に選  
ばれたのは鹿児島市秋吉町の市街地  
内である。建設場所を最初に選  
ばれたが、地頭が不満で、建設を止  
せまいので延び交渉道臣側の意図  
公開を囁く（鹿児島市役所、四千五百  
四十坪方）に到達するに至り、諒解  
要した。

・文化センターへの建設を計画していた徳島市は、二十七日、総工費一億五千万円をかけて、当初の計画からぐんと規模を大きくした第一種の文化会館を徳島公園に建設することに決定。今秋十月ごろから着工することになった。これがお目見えすると、これまで音楽、演劇など各界の最高スタッフを招くのに、りっぱな会場がないのが悩みのタネとなっていたが、これが解消されるわけで、大きな期待が寄せられている。

のためか、在郷会員が多かった。一方で、横浜支文化団体から文化センター建設が望まれていた。

# 規模拡大の条件

## 文化センター費を可決

### 徳島市議会

徳島市議会は年

西時五十分開き、時間延長のあ

と三十六年度一般会計追加予算一

億六百六十万六千円など三十六議

案を原案どおり可決。このあと追

加提案された⑤一般会計追加予算

議案を可決して午後六時四十分閉

会した。

会期を通じて論議が集中した文

化センター建設案については「実

施設計のさいに想定を拡大して予

算を原案どおり可決。このあと追

加提案された⑤一般会計追加予算

議案を可決して午後六時四十分閉

会した。

なお今議会で可決された一般会

計追加予算は一億一千六百五十九

万三千円となり、本年度一般会計

予算額は十八億二千二百一十六

万五千円、前年度より約三億九千

万円の増上となった。可決されたお

もな議案はつぎのとおり。

①一般会計追加予算一億六百六十

万六千円マ文化センター建設費四

千円（総工費一億五千万円、三

年償還方式）徳島公團に千六百人

を収容できる大ホールを中心とし

た会館を建てるマ費用の給与七・

三%（平均一千六百円）の引き上げ

マ鹿児工業地帯造成のための調査

費十萬円マ中小企業への年末融

資金一百万円マ山下ドライブウェ

ーの整備マ新路線開設費百六十七

万円マ農業近代化資金の借り入れ

等、失効労務者の特別手当と増額  
などの費用）④米園ミシガン州サ  
ギノウ市と特殊都市を結ぶ件⑤任  
割切れの企委員に松山一忠氏

（井藤士）を再任する件⑥五

議案を可決して午後六時四十分閉

合した。

なお今議会で可決された一般会

計追加予算は一億一千六百五十九

万三千円となり、本年度一般会計

予算額は十八億二千二百一十六

万五千円、前年度より約三億九千

万円の増上となった。可決されたお

もな議案はつぎのとおり。

①一般会計追加予算一億六百六十

万六千円マ文化センター建設費四

千円（総工費一億五千万円、三

年償還方式）徳島公團に千六百人

を収容できる大ホールを中心とし

た会館を建てるマ費用の給与七・

三%（平均一千六百円）の引き上げ

マ鹿児工業地帯造成のための調査

費十萬円マ中小企業への年末融

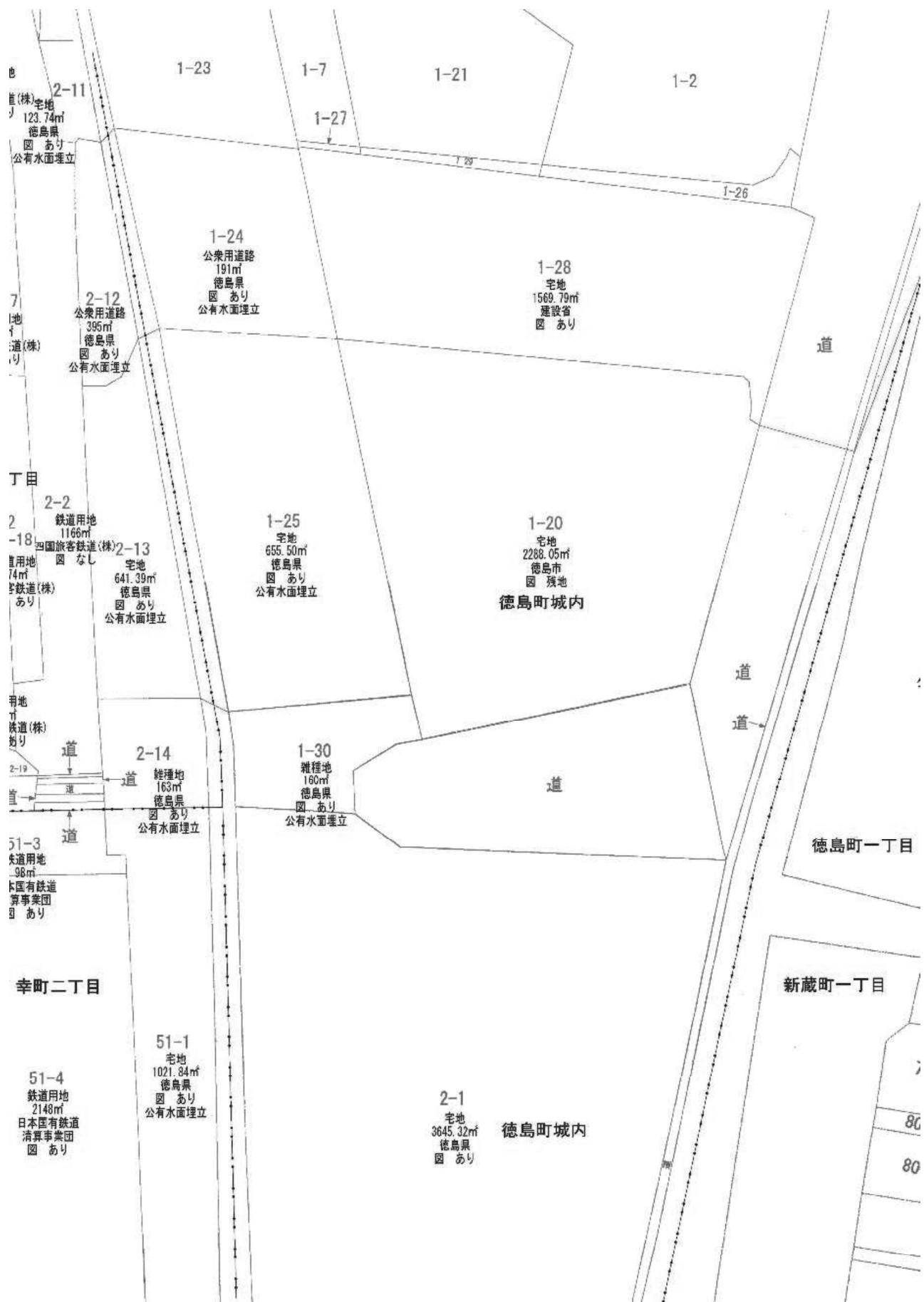
資金一百万円マ山下ドライブウェ

ーの整備マ新路線開設費百六十七

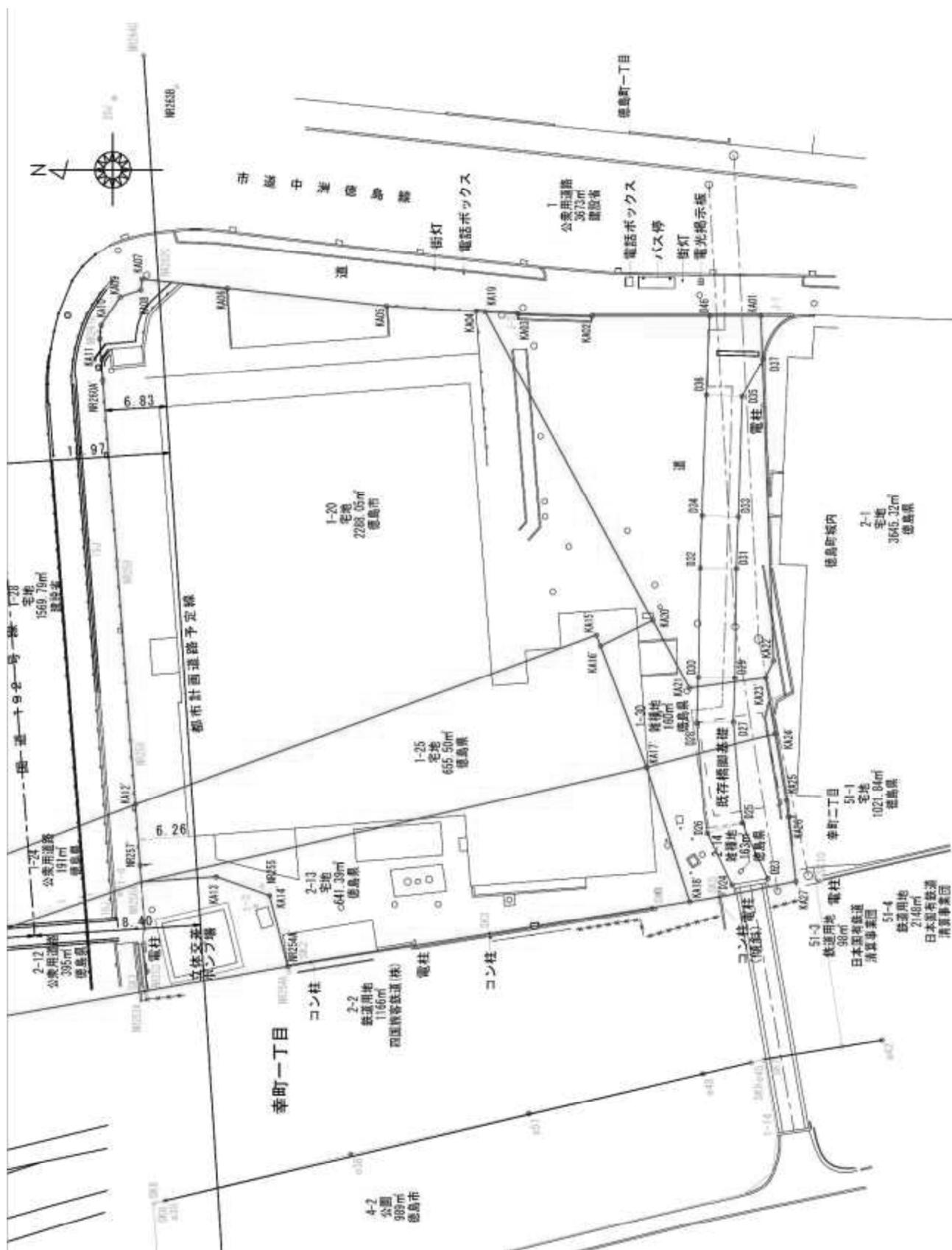
万円マ農業近代化資金の借り入れ

者に年利一分、災害農林地主に  
年利六分内の利息補給。その他  
マ市バスの定期と郊外路線の料金  
引き上げマ振興公社の新事業工  
程二億四千六百一十六万円をかけ  
て牟礼町北新田の六万平方㍍を埋  
め立て、住毛百四十戸を、また新  
町に四万一千平方㍍の分譲宅地  
路線料金の値上げについては清勇  
正直、鈴江重一両議員は反対、酒  
井典、東義八、舟越義夫、大島来  
台を裏づ。

## 旧文化センター跡地付近の公図



## 土地境界確定図（素案）



※ 土地境界確定協議のために作成した資料。公図及び公簿面積等を参考に、各筆の所在・配置を割り付けた一案である。

## 文化センター（仮称）建設計画の概要（昭和36年11月）

※昭和36年11月に文化センター建設について市議会で説明した際の資料

# 文化センター（仮称）建設計画の概要

昭和 36 年 11 月

## 德 島 市

文化センター（仮称）建設計画概要

敷 地

所在地 徳島市城の内 / 番地 (市有地)  
面 積 4,538m<sup>2</sup> (1,362坪)

建 物

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート

地上 3 階

地下 / 部 / 階

床面積 4214m<sup>2</sup> (1,264坪)

地 階 384" (115")

1 階 2160" (648")

2 階 900" (270")

3 階 770" (231")

設 備

冷暖房換気設備

オーケストラピット

舞台つり物設備

舞台照明設備

音響設備

施 設

大ホール 収容人員 1,600人  
(固定席) 1,106席

舞台 間口  $20m$  奥行  $/ 5m$  高さ  $9m$

講演会，演劇，音楽，舞踊，映画等各種催に利用できる  
ものとする。

### 会議室

大会議室（2階） 収容人員 70人

小 " (" ) " 20~30人

中 " (3階) " 50人

### 結婚式場（3階）

崇高な神殿を設け威厳にかつ安易に挙式ができる  
ようとする。

なお，間仕切を取りはずし大集会室となるよ  
うにする（収容人員100人）

### 和室（3階）

20帖敷，10帖敷の2間とするが，必要に応  
じ30帖敷の大きさとなり懇談会，集会，茶の  
湯，生花又は結婚式における控室，披露宴会場  
など多目的に利用できるようとする。

### ホワイエ

$368m^2$ （約110坪）の面積を有し各種展示  
会場等として利用できるものとする。

建設事業費及び財源 150,000千円

工事費 142,000千円

雑費 8,000千円

財源

## 徳島市文化会館新築工事図面（建物配置図部分）

## 文化センター建築にかかる確認通知書（昭和37年7月）

副	第1号様式副本(B5)	確認通	確認申請手数料 15,000円	開業登記
※確認通知欄	この申請書及び添付図書に記載の建物の計画は、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基く命令及び条例の規定に適合することを確認しましたので、通知します。			
確認番号	第641号		(建築主事)	
確認年月日	昭和37年7月5日		建築主事 福田次郎	
1.建築主住所氏名	徳島市本町2丁目1番地 徳島市長 豊田草太郎			
代理者資格	1級建築士( )登録第06151号 建築課長 東水			
2.住所氏名 建築士事務所名	建築士事務所( )登録第21012号 電話117番			
設計者資格	1級建築士(大臣)登録第306号 宮永博大建築事務所( )登録第21012号 電話番			
3.住所氏名 建築士事務所名	(59)4674			
工事監理者資格	1級建築士( )登録第06151号 建築課長 速水			
4.住所氏名 建築士事務所名	建築士事務所( )登録第 号 電話117番			
5.工事監理者住所氏名	建設業者登録 第 号 西松建設株式会社 電話番			
6.敷地の位置	徳島市城内1番地			
7.主事務所前に	徳島市文化センター		8.工事種別	新築 増築、改築、移転、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替
9.敷地面積	申請部分	申請以外の部分	合計	※12.敷地面積との比
10.建築面積	2,187.56坪	坪	2,187.56坪	48.4%
11.延床積	4,901.586坪	坪	4,901.586坪	
13.工事着手予定日	昭和37年 月 日		14.工事完了予定日	昭和38年 7月30日
15.その他必要な事項	市有地			
イ.用途	附家(被爆屋、会堂、料亭等)			
6.工事種別	新築			
7.構造	鉄筋コンクリート造			
8.階別	1階	2階	3階	4階
9.申請部分	438.609坪	444.110坪	429.71坪	429.71坪
10.申請以外の部分	坪	坪	坪	坪
11.合計	438.609坪	444.110坪	429.71坪	429.71坪
12.柱の小径	寸	寸	寸	寸
13.構架材間の垂直距離	寸	寸	寸	寸
14.階の高さ	4.5尺	3.80尺	3.8尺	3.7尺
15.居室の天井の高さ	4.325尺	3.0尺	3.0尺	3.2尺
16.建築設備の種類	給排水、空調、電気、強電、ガス各設備 電動ダムウェーダ			
(注意)申請建築物が、2以上の場合には、建築物別(延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。)に「第1号様式建築物別概要追加書類」に必要な項目を記載して添えて下さい。				
※印のある欄は記入しないで下さい。3~4欄は代理者、5~6欄は建築主事務所の所定用紙を書いて下さい。4、5欄は未定のときは、その名称を書き、住所はその事務所の所定用紙を書いて下さい。4、5欄は未定のときは後で定まつてから工事着手前に届け出て下さい。6欄の「ヨ」及び「リ」は木造の場合のみ記入して下さい。16欄の「タ」は、別紙にその概要を記して添えて下さい。数字は算用字を用い、単位はなるべくメートル法として下さい。ここに書きあらわせない事項で特に確認を受けようとする事項は、15欄又は別紙に記載して添えて下さい。				

(注意) 申請建築物が、2以上の場合は、~~延べ面積と(延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。)~~に「第1号様式建築物別紙要追加書類」に必要な事項を記載して添えて下さい。  
※印のある欄は記入しないで下さい。3・4欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、住所はその事務所の所在地を書いて下さい。4、5欄は、未定のときは後で定まつてから工事着手前に届け出て下さい。(6欄及び16欄の「ヨ」は該当するのを○で埋めて下さい。7欄は、できるだけ具体的に書いて下さい。16欄の「ヨ」及び「リ」は、木造の場合のみ記入して下さい。16欄の「タ」は、別紙にその概要を記して添えて下さい。数字は必ず4桁用い、単位はなるべくメートル法として下さい。ここに書きあらわせない事項で特に確認を受けようとする事項は、15欄又は別紙に記して添えて下さい。

(徳島県建築士会)